平成２２年（フ）第１１３８号
東京都東久留米市下里３丁目23番14号ルミエール白山501号
債務者　小松原節子
1　決定年月日時　平成22年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月21日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第２２６号
長崎県佐世保市城山町８番26号　レジデンス城山303号、旧住所長崎県佐世保市石坂町199番地16　313
債務者　上田　亜紀
1　決定年月日時　平成22年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月８日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第５９号
石川県羽咋郡志賀町大島５の１番地30
債務者　川口　光雄
1　決定年月日時　平成22年８月18日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月27日午後１時30分
金沢地方裁判所七尾支部

平成２２年（フ）第２２８号
長崎県佐世保市鹿子前町396番地１、旧住所長崎県平戸市紐差町1059番地10
債務者　小田　博文
1　決定年月日時　平成22年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月15日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第２３１号
長崎県佐世保市相浦町828番地１　リバーサイドサニーメゾンＡ―101、旧住所佐賀県唐津市枝去木2408番地１
債務者　山口　俊輔
1　決定年月日時　平成22年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月15日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第４４０号
静岡県浜松市中区蜆塚２丁目２番22号　ヴィラ蜆塚Ｂ―６
債務者　八色　睦代
1　決定年月日時　平成22年８月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月５日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第４５１号
静岡県浜松市中区萩丘４丁目20番13号　パレス道102号室、住民票上の住所静岡県磐田市立野178番地
債務者　大橋　正子
1　決定年月日時　平成22年８月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月５日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

破産手続廃止

平成２２年（フ）第９３号
千葉県船橋市藤原２丁目15番１号　ミスティハウス102、開始決定時の住所千葉県市川市若宮３丁目40番４号
破産者　高松満壽子
1　決定年月日　平成22年８月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第２０３号
東京都狛江市岩戸北２丁目12番７号
破産者　梅田　満男
1　決定年月日　平成22年８月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１５９号
長野県上田市下之郷813番地15
破産者　ソフトシステム株式会社
1　決定年月日　平成22年８月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所上田支部

平成２１年（フ）第２７１号
滋賀県守山市水保町459番地
破産者　サカキ建設有限会社
1　決定年月日　平成22年８月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２１０号
滋賀県近江八幡市土田町150番地、商業登記簿上の本店所在地滋賀県草津市下物町22番地の２
破産者　有限会社エス・ティ・ティカンパニー
1　決定年月日　平成22年８月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２１２号
滋賀県近江八幡市土田町150番地、商業登記簿上の本店所在地大津市札の辻１番26号
破産者　有限会社ビー・エヌ・シー
1　決定年月日　平成22年８月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２２１４号
京都市伏見区納所北城堀23番地の４
破産者　里中　悦子
1　決定年月日　平成22年８月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２２年（フ）第５６号
北海道伊達市舟岡町154番地２　にれの木団地10―103号室
破産者　浅水　京子
1　決定年月日　平成22年８月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２１年（フ）第２９５号
大津市大将軍３丁目13番５号　ロイヤルハイツ新206、前住所滋賀県守山市水保町459番地
破産者　市田　敬治
1　決定年月日　平成22年８月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５号
山口市大内御堀1191番地６、開始決定時の住所山口市大内御堀3848番地56
破産者　田村はるみ
1　決定年月日　平成22年８月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係